

一部事業者の電子マニフェストが義務化されます！

廃棄物処理法の改正により、**2020年から特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者**に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、**電子マニフェストの使用が義務付けられます！**

どんな事業者が対象なの？

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、**前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量50トン以上**の事業者が対象です！（PCB廃棄物は50トンの中に含めません。）

いつから電子マニフェストにする必要があるの？

2020年4月1日からです！（平成30年度（2018年度）の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の多量排出事業者が対象）

どんな注意事項があるの？

【電子マニフェストの登録が困難な場合】

- ・通信障害や電力障害により、**物理的に電子マニフェストが使えない場合**
- ・電子マニフェストを使える業者に委託できない場合など
- ・常勤職員が全員65歳以上でかつ、インターネットに接続されていない場合

【その他法改正項目（平成30年4月1日から）】

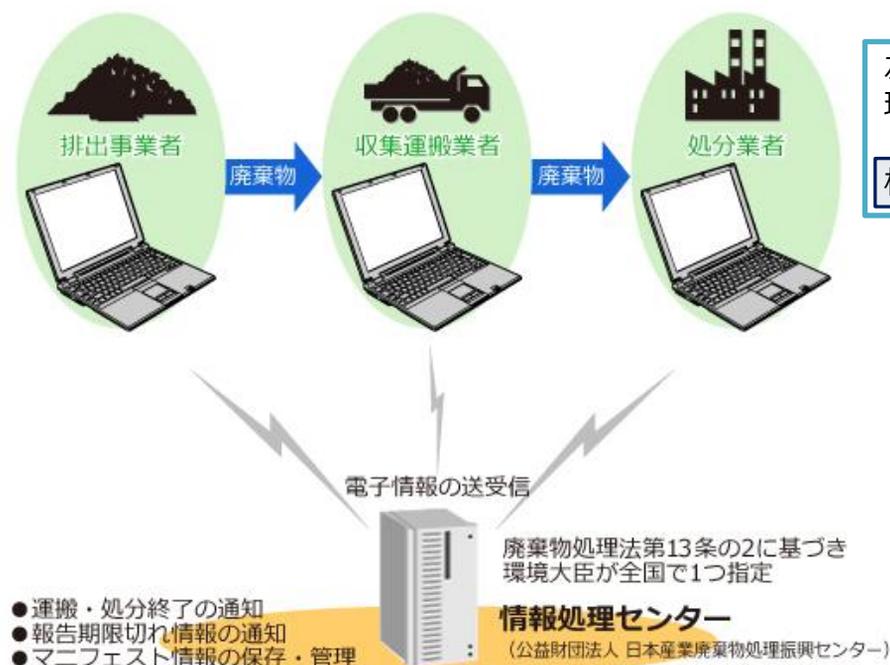
- ・マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化
※現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金
→改正後：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金



そもそも電子マニフェストって何？

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センター※を介したネットワークでやり取りする仕組みです。

※電子マニフェスト制度の詳細及び導入方法などについては情報処理センターに直接お問い合わせください。(0800-800-9023)



左図は(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのHPから引用

検索 電子マニフェストの仕組み



電子マニフェストのメリットは？

- ・パソコンのほか、スマホでも情報入力が可能
- ・紙伝票の保管が不要 (5年間システムの記録を確認可能)
- ・法定記載事項の記載(入力)漏れがない
- ・毎年のマニフェスト交付等状況報告書は提出不要

電子マニフェストの研修会はあるの？

今年度、電子マニフェスト関連研修会は(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが全国各地で開催しております。

検索 電子マニフェスト 研修会

また、岩手県では電子マニフェストの導入実務研修会を(一社)岩手県産業廃棄物協会(019-625-2201)に委託し、県内で開催しております。

【その他、廃棄物処理法改正に関するお問い合わせは、お近くの
広域振興局保健福祉環境部若しくは県庁環境生活部資源循環推進課まで】
岩手県環境生活部資源循環推進課 TEL: 019-629-5366